

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	3	安全で質が高く災害に強い水道を整備すること
	I	安全で質が高い水道の確保を図ること
担当部局・課	主管部局・課	健康局水道課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	水質基準適合率を100%にすること (実績目標を達成するための手段の概要)				
	<p>① 平成15年9月の水道法施行規則の一部改正を受け、平成17年度に実施する検査より水道事業者等に対し水質検査計画の策定を義務づけたため、その円滑な策定に向け、情報提供を行った。</p> <p>② 「飲料水健康危機管理実施要領」の適切な運用等により水質汚染事故による水道の被害を把握し迅速に対応するとともに、水道水質における鉛汚染を予防・削減するため「鉛製給水管布設促進方策検討委員会報告書」について水道関係担当者会議やホームページ等で周知徹底を行った。</p> <p>③ 水道の布設や管理あるいは水道事業や水道用水供給事業の適正な運営を確保するため、厚生労働大臣認可事業者等(約500事業者)を対象に立入検査年間計画を策定し立入検査を実施した。また、都道府県に対し、都道府県知事認可事業者等の指導監督をより一層充実させるよう促した。</p> <p>④ 清浄で異臭味等のない水道水の供給を図ることを目的として、高度浄水施設等の整備を促進するため、引き続き国庫補助を行った。</p> <p>○ 関連する経費(平成17年度予算額。参考指標を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度浄水施設整備費 9,749 百万円 ・ 生活基盤近代化事業 4,315 百万円 ・ 水質検査施設等整備費 311 百万円 <p>(評価指標の考え方)</p> <p>水質基準適合率は、1年間を通じて水道水質基準を満足している浄水測定地点の全浄水測定地点に対する割合である。</p>				
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
水質基準適合率(%)	99.942	99.973	99.970	99.901	-
(備考)	評価指標は、水道統計による。平成17年度実績は、平成18年度末取りまとめ見込みのため記載不可能。				

(参考指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
立入検査実施における文書指摘数	17	115	84	157	115
(備 考)					
(参考指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
生活基盤近代化事業 (百万円)	5,904	5,087	4,731	4,423	4,315
(備 考)					
(参考指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
水質検査施設等整備費 (百万円)	415	514	359	341	311
(備 考)					
(参考指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
高度浄水施設整備費 (百万円)	10,563	10,713	10,563	10,563	9,749
(備 考)					
実績目標 2	異臭味被害率を平成 1 6 年度から 5 年で半減すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
<p>① 平成 15 年 5 月の新たな「水質基準に関する省令」の公布によりかび臭原因物質 (ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール) が水質基準項目として位置付けられたところであるが、平成 17 年度は当該項目については暫定基準を適用しており、平成 19 年 4 月 1 日からの新基準適用に向けて、周知徹底を行った。</p> <p>② 水道の異臭味被害発生状況を把握し、水道関係担当者会議やホームページ等で周知徹底を行った。</p> <p>③ 原水水質の改善が進まない水域への高度浄水処理技術の導入の促進のため、引き続き国庫補助を行った (実績目標 1 の手段④の再掲)。</p> <p>④ 「安全でおいしい水を目指した高度な浄水処理技術の確立に関する研究」等、原水条件に応じた最適浄水処理プロセスの選定指針の作成やおいしい水を目指した臭気原因物質等に関する開発研究に対し国庫補助を行った。</p>					
○ 関連する経費 (平成 17 年度予算額。実績目標 1 の参考指標を参照)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度浄水施設整備費 9,749 百万円 ・ 生活基盤近代化事業 4,315 百万円 ・ 水質検査施設等整備費 311 百万円 					
(評価指標の考え方)					
異臭味被害率は、異臭味被害人口 (人) と異臭味被害の発生期間 (日) の積の、全給水人口 (人) × 年間 365 日に対する割合である。(異臭味被害人口 ; 浄水で異臭味による被害が発生した浄水施設に係る給水人口。)					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
異臭味被害率 (%)	0.329	0.775	0.306	0.311	-
(備 考)					
評価指標は、厚生労働省水道課調べ (水道事業者等に対するアンケート調査)。平					

成 17 年度実績は、平成 18 年度末取りまとめ見込みのため記載不可能。

(参考指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
高度浄水処理水の推計利用人口(千人)	27,216	27,865	27,920	29,666	-
(備 考)					
評価指標は、水道統計による。平成 17 年度実績は、平成 18 年度末取りまとめ見込みのため記載不可能。					
高度浄水処理水の推計利用人口＝上水道利用人口×高度浄水処理量／年浄水量					

2. 評 価

(1) 現状分析

現状分析

平成 4 年の水質基準の大幅な改正から約 10 年が経過し、新たな消毒副生成物や耐塩素性微生物による感染症及び新しい化学物質の問題などが提起されていることなどを踏まえ、平成 15 年 4 月の厚生科学審議会答申において、水質基準の全面的な見直し、クリプトスポリジウム等耐塩素性病原微生物対策の強化や水質検査の質の確保等の提言がなされた。これを踏まえ消毒副生成物やジェオスミン等を追加した新しい水質基準が平成 15 年 9 月に公布され、平成 16 年 4 月より施行された。また、水質検査の適正化と透明性を確保し、水質基準の適合状況を確実に把握するため、平成 15 年に水道法施行規則が改正され、水質検査計画の策定が水道事業者等の義務として位置付けられた。さらに、平成 16 年 6 月に公表した「水道ビジョン」では、安心・快適な給水の確保を大きな課題とし、異臭味被害率を 5 年後に半減させ、できるだけ早期に 0 にすることを施策目標の一つとして掲げており、今後も一層の高度浄水処理の導入等の推進が必要となる。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

消毒副生成物（トリハロメタン類、ハロ酢酸等）の問題等を背景として、水道水の安全性や快適性に対する国民の関心は高く、安全で質の高い水道の確保が非常に重要になっている。このため、水質基準の適合率を 100 % に近づけ、異臭味被害率を減少させることで、安心できる安全な水の確保を図ることとしている。

平成 17 年度に実施する検査から水質検査の策定が義務づけられたことを踏まえ、その円滑な策定を促し、計画的な水質検査の実施による水質改善を図った。

「飲料水健康危機管理実施要領」の適切な運用を推進するとともに、水道事業者等に対し水質事故等に対する迅速かつ適切な対応を要請した。また、鉛製給水管の布設替えが水道水質における鉛汚染の予防・削減に有効であることから、鉛製給水管の布設替え促進策について整理した「鉛製給水管布設替促進方策検討会報告書」を公表・周知し、水質の向上を図った。

年間計画に基づいて厚生労働大臣認可水道事業者等への計画的な立入検査を実施することにより、水道技術管理者の適正な責務の履行確保、水質検査の適正な実施、水道施設の施設基準の遵守等を図った。この際、口頭あるいは文書による指導を一定数行っており、その改善状況について報告を得た。このように水道事業者等の施設や水

質の管理体制を改善することにより、水質基準の適合に寄与しているものと考えられる。

平成 15 年 5 月の新たな「水質基準に関する省令」に適合する水道水の供給を図るための施設に対して、高度浄水施設整備費等による国庫補助を行っており、水道水質の確保に寄与している。

これらの取組により、ここ数年、水質基準適合率は99.9%以上という高い水準を維持している（平成16年度は、平成13年度～15年度に比べて適合率がやや低下しているが、これは、平成 16 年度から新しい水質基準が施行されたこと等によるものである。）。今後もこの水準を維持し向上させる努力を続け、100%を目指していくこととしている。

平成 15 年 5 月の新たな「水質基準に関する省令」において、かび臭原因物質が水質基準項目として位置づけられており、この基準を達成することを目指し、異臭味被害発生状況を把握して関係者への周知徹底を行った。現在は、かび臭原因物質については、暫定基準によって適用されているところであり、平成19年度からの本基準の適用に向けた周知を行った。これらの活動を経て、各事業者による適時・適切な対応がなされることにより、今後、施策目標である異臭味被害率の減少に寄与するものと考えられる。

また、異臭味の原因となる微量物質の除去が可能となる高度浄水処理技術について、国庫補助により浄水施設等への導入促進を図ることにより、水道水質の改善が図られ、異臭味被害の改善にも寄与している。今後さらに高度浄水処理者数が増加することにより、異臭味被害の減少につながることを期待される。

さらに、原水条件に応じた最適浄水プロセスの選定指針の作成や臭気原因物質等の検知と除去方法等に関する開発研究に対し補助を行っており、国民が求めている安全でおいしい水を供給する効率的な浄水技術の選定手法が検討され、異臭味被害の改善を含め、適切な浄水処理方法が選択されることが期待される。

異臭味被害率は、天候等の因子による水源水質の良し悪しに左右されるものではあるが、異臭味被害率は平成 14 年度を除き 0.3%程度の水準で推移している。今後更なる改善のための努力を続け、平成 16 年度から 5 年以内で半減させることを目指していくこととしている。

政策手段の効率性の評価

高度浄水施設等整備に係る国庫補助事業については平成11年度新規採択分より費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、高度浄水処理の導入による安全で質の高い水道の確保が効率的に行われている。

平成17年度に高度浄水処理施設等整備費として新規国庫補助採択を行った 18 件の費用対効果は最低1.06、最大7.50であり、いずれも社会経済的に効率的である（費用対効果の数値は、高度浄水処理施設の導入により需要者が浄水器等の代替手段の支出を回避できる費用を、施設整備に要した費用で除したものである。）。

総合的な評価

上記の通り、水道水質基準の改正とその周知徹底、水道事業者等への立入検査や高

度浄水施設整備等についての国庫補助等が相まって、安全で質が高い水道水の供給に効果があったと評価できる。また、高度浄水施設等整備にかかる国家補助事業については、個別の事業の新規採択の際に費用対効果分析を行っており、効率的な運用が行われているものと評価できる。

今後も引き続き現行の施策を推進して実績目標の達成を目指し、安全で質が高い水道水の供給の確保に努めることが必要である。

評価結果分類	分析分類
1 目標を達成した	① 分析が的確に行われている
② 達成に向けて進展があった	2 分析がおおむね的確に行われている
3 達成に向けて進展がみられない	3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「21世紀における水道及び水道行政のあり方」(平成11年6月水道基本問題検討会)

- ・水道における高度浄水処理施設の導入が進められているが、需要者からも評価されているところでもあり、今後とも、可能な限り「おいしく飲用できる水」という水準を目指すことが望ましい。

「水質基準の見直し等について(答申)」(平成15年4月厚生科学審議会)

- ・平成15年4月の水質基準の見直し等についての厚生科学審議会答申において、新たな消毒副生成物や臭気物質を追加する等の水質基準の全面的な見直し、クリプトスポリジウム等耐塩素性病原微生物対策の強化や水質検査の質の確保等の提言がなされた。

「水道ビジョン」(平成16年6月厚生労働省健康局)

- ・安心・快適な給水の確保を大きな課題とし、異臭味被害率を5年後に半減させ、できるだけ早期に0にすることを施策目標の一つとして掲げている。その実現のため、高度浄水処理技術等の新技術の導入等の実施を含めた統合的アプローチによる水道水質の向上をアクションプランとして実施することとしている。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

平成13年5月29日「水道法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議(参議院厚生労働委員会)

- ・流域における健全な水循環の視点から、安全かつ良質な水道水の供給を確保するため、関係省庁との連携を強化しつつ、水環境の保全・再生に資する施策の充実を図

ること。

- ・近年の地下水汚染の進展やクリプトスポリジウム等の新たな病原性微生物、環境ホルモン等に対応するため、水道水質基準に係る国際的な動きも踏まえつつ、水質検査技術の向上と水道水質基準の強化・拡充に努めること。

平成13年6月22日「水道法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（衆議院厚生労働委員会）

- ・流域における健全な水循環の視点から、安全かつ良質な水道水の供給を確保するため、関係省庁との連携を強化しつつ、水環境の保全・再生に資する総合的・一体的な施策を進めること。
- ・近年の地下水汚染の進展やクリプトスポリジウム等の新たな病原性微生物、環境ホルモン等に対応するため、水道水質基準に係る国際的な動きも踏まえつつ、水質検査技術の向上と水道水質基準の強化・拡充に努めること。

⑤会計検査院による指摘
なし。